

特定間伐等促進計画

青森県今別町

平成25年12月

1 特定間伐等促進計画の目標

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第4条第1項の規定により定められた県の基本方針によると、平成25年度から平成32年度までの8年間の特定間伐等の実施の促進の目標として、58,928ha（年平均7,366ha）の間伐の実施を掲げている。

県の基本方針や本町の間伐の実施状況を勘案して、平成25年度から平成32年度までの8年間で424ha（年平均53ha）の間伐を行うことを、本町別町特定間伐等促進計画の目標とする。

また、主伐後の確実な再生林も含めた造林の実施を促進する。

2 特定間伐等促進計画の区域

県の基本方針に定められた特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の基準に従い、本町の特定間伐等促進計画の区域の範囲を別図のとおりとする。

注1）国土地理院1／25000地形図相当又は1／5000森林基本図の図面に図示する（市町村管内図等の使用も可）。

注2）特定間伐等促進計画の区域としては、特定間伐等の事業を実施する区域だけではなく、基本方針において示された考え方に即して、特定間伐等を実施することが適当と認められる区域を幅広く設定することとし、地形図等を用いて当該区域の概略を示す。この際、人工林を厳密に拾う必要はなく、介在的な天然林を含め、間伐及び造林が必要な範囲を面的に区域を設定する。

4 森林経営計画等に基づく森林施業、森林施業の共同化等の推進

- (1) 森林経営計画の作成及びこれに基づく間伐等の森林施業の推進並びに提案型施業の実施の推進に関すること。
森林所有者へ森林施号受委託の働きかけを積極的に行い、意欲ある森林組合等の林業事業体への森林施業の集約化に努めるとともに、森林所有者等の共同による森林施業の実施に努める。
- (2) 施業の集約化に必要な森林情報の収集、境界の確認、森林所有者等の合意形成等の活動の推進に関すること。
国が実施している交付金事業等を積極的に活用し、森林境界の明確化や合意形成活動等を推進する。

5 路網の整備の推進、間伐等の効率化・低コスト化の推進

- (1) 路網の整備の推進に関すること。
既存の林道・作業道を活用しながら適正な路網配置を計画し、林内路網密度の向上を目指す。
- (2) 高性能林業機械等を活用した低コストで高効率な作業システムの整備、普及及び定着に関すること。
林内路網の状況や地形等に適応した高性能林業機械を導入し、低コストで効率的な作業システムを整備する。

6 間伐材の利用の推進

- (1) 間伐材の供給及び利用に携わる関係者間の合意形成の構築の推進に関すること。
林業事業体等と間伐材の供給量について情報を共有し、年間の間伐材の供給及び利用について調整を行うなど、関係者間の合意形成の構築に努める。
- (2) 長期的な木材需給に係る協定の締結等による間伐材の安定供給体制の構築の推進に関すること。
県内各市町村、林業事業体等と連携を図り、間伐材の安定供給について情報を共有する。また、町民等へ地域産材の積極的な使用を働きかけ長期的な木材需要の拡大に努める。

7 人材の育成・確保等

- (1) 間伐や路網作設等を適切に行える現場技能者等及び林業事業体の育成確保に関すること。
林業事業体においては、高性能林業機械の導入により作業の効率化、生産コストの低減を図る。また、各種研修会等に積極的に参加し、現場技能者の育成確保を図る。
- (2) 林業事業体に対する経営手法・技術の普及指導等に関すること。
U・I・Jターン者をはじめ、林業就業に意欲を有する若者等を対象とした技能・技術の習得のための研修等、新規就業の円滑化を図るとともに、特定間伐等の担い手となり得る林業事業体の育成、当該林業事業体に対する経営手法・技術の普及指導に努める。

3. 特定間伐等の実施計画及び位置図・施業図は今別町役場産業建設課産業にて閲覧しております。